

# 「ろくちゃん食農支援基金」について

JA兵庫六甲は  
地域農業振興や地域活性化  
に寄与する団体を応援します！



## 1. 対象活動

- (1) 農業体験（植付け・収穫等）
  - (2) 食農に関する講演会
  - (3) 地元食材を使った料理教室・コンテスト等
- ※原則、当 JA 職員も積極的に関わる活動に限ります。  
ただし、次のような活動は対象から除外されます。

- ・他の助成金を受けている場合など、本支援基金の支援の必要性がないもの
- ・営利を目的とする活動
- ・宗教活動または政治的活動

## 2. 対象団体

- (1) 当 JA の組合員組織（部会・女性会・青年会議等）
- (2) 当 JA 管内に所在する教育関連組織（保育園・幼稚園・小学校・中学校・PTA等）
- (3) 当 JA 管内に主たる事務所を置く法人
- (4) 当 JA 管内に所在する地域団体（自治会・老人会・婦人会・子供会・女性会・農業団体等）

## 3. 申請限度回数

- 上記 2. 対象団体 (1) の団体による活動に関しては、申請回数に上限なし。
- (2) ~ (4) に該当する団体による活動に関しては、1 団体につき申請回数 3 回までを上限とする。

## 4. 支援金額と支援対象範囲

- (1) 1 事業に対する支援金は、原則として 1 万円が限度
- ※ただし、新たな活動の発端とするための初期投資、もしくは既存事業の規模を拡大する際に生じる追加投資等の単発性の資金で、組合が認めた場合には、5 万円までが限度となります。また、主な用途が申請活動にかかるものに限りません。

(例) 田んぼの教室（新規活動）

- 苗・肥料・食材等の消耗資材 3 万円 ⇒ 1 万円（1 万円までが支援金の対象）
- スコップ等の農業器具 3 万円 ⇒ 3 万円（4 万円までが支援金の対象）

※合計の対象額は 4 万円となります。

- (2) 支援対象範囲は資材費・講師謝礼金・印刷費・通信運搬費・会議費等

## 5. 支援対象となる活動期間

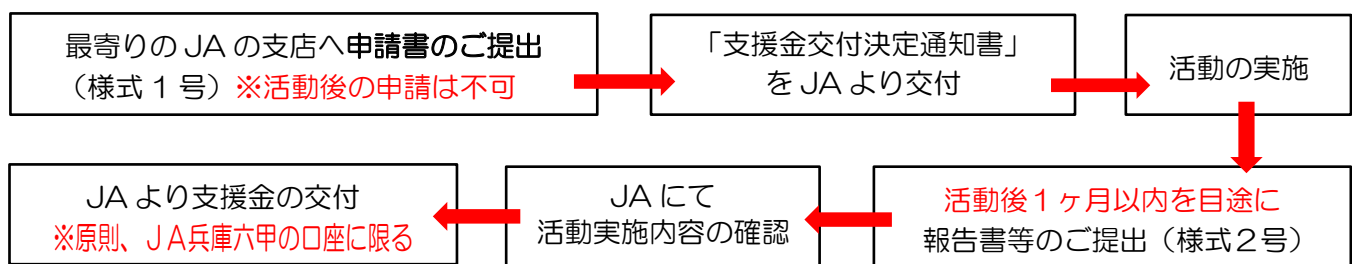
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までに実施される活動

## 6. 支援金の申請受付期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月末日まで

※上記期間内であっても、申請総額が一定に達した時点で申請受付を終了する場合があります。

## 7. 申請等の流れについて



※ただし、3 月開催の活動については、  
実施後速やかにご提出ください

## 8. 申請方法

活動企画もしくは活動準備の段階で、最寄りの JA 兵庫六甲の支店へ所定用紙（様式 1 号）をご提出ください。事前申請のみ受付可能です。活動後の申請は受付できません。

※各様式はホームページ「ろくちゃんネット」よりダウンロードすることができます。

[https://www.jarokko.or.jp/about/community/system\\_fund/index\\_kikin.html](https://www.jarokko.or.jp/about/community/system_fund/index_kikin.html)

ホームページの TOP ページより『学ぶ』⇒『地域貢献活動』⇒『食農せんせい制度・ろくちゃん食農支援基金』  
⇒『ろくちゃん食農支援基金についての詳細・様式ダウンロードはこちら』

## 9. 支援金交付の決定

支援金の交付が決定した申請団体に対し、JAより「支援金交付決定通知書」を発行します。

## 10. 活動内容の広報

(1) 活動実施に際し、別紙「印刷物等の作成について」をもとに、活動に関する印刷物に「ろくちゃん食農支援基金」の支援活動である旨を表示してください。また、活動実施に際して当支援金を受けて実施していることについて PR をお願いします。

※参加予定人数分の「JA 兵庫六甲丸ごとガイド」をお渡ししますので、活動内で配布をお願いします。

<記載例>本記載例は、ホームページ「ろくちゃんネット」よりダウンロードが可能です。



(2) 活動内容を、当 JA の広報誌等で掲載させて頂く場合がありますのでご了承ください。

## 11. 報告書の提出および支援金の交付

活動終了後、下記書類を申請受付支店までご提出ください。

- ・所定様式（様式 2 号）※参加費がある場合は、収入欄に必ずご記入ください。
- ・資金の内訳が分かる領収書（写）
- ・活動写真等

提出書類の内容を精査後、指定口座へ振込により交付します。

※活動終了後、1 カ月以内を目途にご提出ください。

ただし令和 8 年 3 月に活動実施の場合は、実施後速やかにご提出ください。

## 12. 指定口座（振込先）

支援金の交付先に指定できる口座は、原則 JA 兵庫六甲の口座に限ります。

## 13. 支援金交付決定が取り消される場合

支援団体が以下に該当する場合、支援金の全額または一部が取り消される場合があります。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の決定を受けたとき
- (2) 支援金を目的以外の用途に使用したとき
- (3) 活動に営利性があるとき
- (4) 活動を中止したとき
- (5) 前各号のほか、支援の内容に違反したとき、または当 JA の指示に従わなかったとき



「食」と「農」で  
地域をつなげよう!